

映画の振興施策に関するタスクフォースの運営について

平成28年12月12日
映画の振興施策に関する
タスクフォース座長決定

「映画の振興施策に関するタスクフォースの設置について」（平成28年11月22日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定）第5項に基づき、映画の振興施策に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

タスクフォース会合は非公開とする。議事要旨を作成し、タスクフォース会合終了後速やかに公開する。

2. 配布資料の公開について

タスクフォース会合で配布された資料は、同会合終了後速やかに公開とする。ただし、座長は、委員からの申し出等により、公開することが相当でないと認めるときは、これを非公開とすることができる。